

北九州市子ども・子育て支援事業計画 (たたき台)

1 幼児期における学校教育・保育の推進【必須】

（1）教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育の提供区域は、居宅から移動可能な範囲は送迎バスや自家用車利用などにより、徒歩生活圏から広がっていることから、基礎的な行政単位である行政区（7区）を区域として設定します。

○門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区

（2）教育・保育の量の見込みと確保の方策

- 量の見込みは、平成27年から平成31年までの推計児童数に「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」から得られた認定区分ごとの利用意向率を乗じて、教育・保育事業の量の見込みを算定しました。

※ 門司区～戸畑区の需給計画は別紙（資料 2-2）のとおり

2 地域における子ども・子育て支援の推進【必須】

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

■ 妊婦健康診査

- ・妊婦健康診査は、妊婦がおのこの希望する医療機関等を選択していることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、各年度の0歳児の推計児童数に、平成24年度の母子健康手帳交付率1.068（出生数に対する母子健康手帳の交付件数）を乗じました。また、健診回数は、見込み人数に一人当たりの健診回数（14回）を乗じました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	8,486人 健診回数 118,804回	8,290人 健診回数 116,060回	8,116人 健診回数 113,624回	7,945人 健診回数 112,230回	7,776人 健診回数 108,864回
確保の方策	○実施場所・実施体制： 北九州市、福岡県、下 関市の産科、助産所 ○検査項目：厚生労働省 が示す健診実施基準 に準ずる ○実施時期：通年	○実施場所・実施体制： 北九州市、福岡県、下 関市の産科、助産所 ○検査項目：厚生労働省 が示す健診実施基準 に準ずる ○実施時期：通年	○実施場所・実施体制： 北九州市、福岡県、下 関市の産科、助産所 ○検査項目：厚生労働省 が示す健診実施基準 に準ずる ○実施時期：通年	○実施場所・実施体制： 北九州市、福岡県、下 関市の産科、助産所 ○検査項目：厚生労働省 が示す健診実施基準 に準ずる ○実施時期：通年	○実施場所・実施体制： 北九州市、福岡県、下 関市の産科、助産所 ○検査項目：厚生労働省 が示す健診実施基準 に準ずる ○実施時期：通年

■ 乳児家庭全戸訪問事業

- ・乳児家庭全戸訪問については、居住区外への里帰り分娩も含め、各区間で連絡調整しつつ、4か月までの乳児のいる家庭全世帯へ訪問することから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、各年度の0歳児の推計児童数を設定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	7,946人	7,763人	7,600人	7,440人	7,281人
確保の方策	○実施体制：363人 ○実施機関：北九州市等	○実施体制：363人 ○実施機関：北九州市等	○実施体制：363人 ○実施機関：北九州市等	○実施体制：363人 ○実施機関：北九州市等	○実施体制：363人 ○実施機関：北九州市等

■ 養育支援訪問事業

- ・養育支援訪問事業については、全市統一の訪問基準により、保健師等（区）や専門機関（市）が連携しながら専門的支援を行っていることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、育児支援家庭訪問事業の平成 24 年度実績に、平成 22～24 年度の実績の平均増加率を、順次乗じて算出しました。

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	2,538 人	2,614 人	2,692 人	2,773 人	2,856 人
確保の方策	○実施体制：101 人 ○実施機関：北九州市等				

■ 利用者支援事業

- ・利用者支援は、区をまたぐ入所希望も想定されることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、各区 1 か所と設定しました。

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	7 か所				
確保の方策	7 か所				

■ 地域子育て支援拠点事業

- ・親子ふれあいルームや地域子育て支援センターは、利用者にとって住所地に関わらず、全て利用可能な施設であり、また、他に市内各地にある児童館や市民センターのフリースペースも利用することができるため、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	610,704 人回	605,604 人回	601,056 人回	588,468 人回	576,468 人回
確保の方策 (地域子育て支援拠点事業 および類似の施設・事業)	23 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所
確保の方策 (その他の施設・事業)	74 か所				

※「地域子育て支援拠点事業」とは、区役所等にある親子ふれあいルームや地域子育て支援センターを指します。

※「類似の施設・事業」とは、児童館内にある親子ふれあいルームや、子どもの館、子育てふれあい交流プラザを指します。

※「その他の施設・事業」とは、市民センター内にあるフリースペースを指します。

■ ショートステイ事業

- ・ショートステイ事業は、受入先となる児童養護施設等の施設が限られており、必要量を確保するためには、広域で対応せざるを得ないため、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	858 人日	850 人日	840 人日	830 人日	817 人日
確保の方策	858 人日 (7 か所)	850 人日 (7 か所)	840 人日 (7 か所)	830 人日 (7 か所)	817 人日 (7 か所)

■ 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

- ・一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	1号認定による利用	97,260人日	96,480人日	95,119人日	94,107人日	93,515人日
	2号認定による利用	867,788人日	860,405人日	849,595人日	840,633人日	835,352人日
確保の方策(b)	一時預かり事業 (在園児対象型)	986,000人日	986,000人日	986,000人日	986,000人日	986,000人日
(b) - (a)		20,952人日	29,115人日	41,286人日	51,260人日	57,133人日

② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ほっと子育てふれあい事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業

- ・当該3事業は、保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が実施されていることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)		349,311人日	346,388人日	342,851人日	336,748人日	330,993人日
確保の方策(b)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	285,675人日	293,293人日	297,102人日	300,911人日	304,720人日
	ほっと子育てふれあい事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	13,565人日	17,741人日	22,422人日	27,696人日	33,592人日
	トワイライトステイ事業	168人日	189人日	208人日	229人日	252人日
(b) - (a)		-49,903人日	-35,165人日	-23,119人日	-7,912人日	7,571人日

■ 延長保育事業

- ・延長保育事業は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み(a)	3,803人	3,769人	3,730人	3,666人	3,610人	
確保の方策(b)	保育所	3,192人	3,213人	3,234人	3,255人	3,276人
	認定こども園	70人	140人	210人	280人	350人
(b) - (a)	-541人	-416人	-286人	-131人	16人	

■ 病児・病後児保育事業

- ・病児・病後児保育事業は、受託希望の医療機関が限られており、必要量を確保するためにはできるだけ区域を広くする必要があるため、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	41,444人日	41,118人日	40,704人日	40,064人日	39,507人日
確保の方策(b)	32,230人日	35,160人日	38,090人日	38,090人日	41,020人日
(b) - (a)	-9,214人日	-5,958人日	-2,614人日	-1,974人日	1,513人日

■ **ほっと子育てふれあい事業（就学後）**

- ・保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が実施されていることから、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、ほっと子育てふれあい事業を就学後児童が利用した実績等や、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」などにより把握したほっと子育てふれあい事業（就学後児童対象分）に係る利用希望を勘案し設定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	7,666 人日	7,666 人日	7,685 人日	7,682 人日	7,675 人日
確保の方策(b)	3,391 人日	4,435 人日	5,606 人日	6,924 人日	8,398 人日
(b) - (a)	-4,275 人日	-3,231 人日	-2,079 人日	-758 人日	723 人日

■ **放課後児童クラブ**

- ・放課後児童クラブの全児童化（小学校に通う全ての児童が対象）の際に、必要とされる全ての小学校区にクラブの設置を終えたため、区域設定は市単位とします。
- ・量の見込みは、過去の放課後児童クラブの登録児童数、利用率等や、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」などにより把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案し設定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	11,161 人 (132 か所)	11,578 人 (132 か所)	11,753 人 (133 か所)	11,760 人 (133 か所)	11,670 人 (133 か所)
確保の方策(b)	12,051 人 (132 か所)	12,051 人 (132 か所)	12,244 人 (133 か所)	12,244 人 (133 か所)	12,244 人 (133 か所)
(b) - (a)	890 人 (0 か所)	473 人 (0 か所)	491 人 (0 か所)	484 人 (0 か所)	574 人 (0 か所)

※ 箇所数は基本的に増えることはないが、住宅開発等の影響で利用児童が増加し、既存施設で児童の専用スペースの確保が難しくなる場合は、施設の増設等により対応します。

3 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保【必須】

（1）認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらずに、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成18年10月に認定こども園制度が創設されましたが、市内においては、幼稚園型認定こども園の2園（平成26年4月現在）に止まっています。新制度における幼保連携型認定こども園は、単一の施設として、本市に認可・指導監督等が一本化されるなど、制度の改善が図られており、本市においては、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所の意向等を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めていきます。

【区域別の目標設置数・設置時期】

区域名	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
設置数	2施設	5施設	6施設	2施設	1施設	8施設	1施設
設置時期	平成31年度						

◎幼稚園から認定こども園への移行

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、幼稚園から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「市町村計画で定める人数」は、下記のとおりとします。

区域名	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
人数	600人	800人	1,600人	500人	500人	1,800人	200人

※上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成25年5月1日現在の幼稚園在園者数」を基に算出しました。

◎保育所から認定こども園への移行

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「市町村計画で定める人数」は、下記のとおりとします。

区域名	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
人数	700人	1,300人	1,500人	600人	600人	1,500人	500人

※上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成26年3月1日現在の保育所在園者数」を基に算出しました。

（２）教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

- 子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもや子育て家庭をめぐる環境が困難な状況にある中、地域社会の構成員は保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- 特に乳幼児期においては、人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持や情緒の安定を図るための援助が行えるよう質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。また、すべての子どもや家庭を対象に、地域において、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育てに関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育て支援に取り組む必要があります。
- 本市は、このような子育て支援を総合的・計画的に実施するため「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、検証しながら着実に進めていきます。

（３）教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

- 施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱1「保育量の確保と教育・保育の質の向上」および柱4「幼稚園、保育所等と小学校の連携」にあるように、教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携を進めていきます。

4 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保【任意】

- 施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱1「保育量の確保と教育・保育の質の向上」および柱2「幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実」にあるように、教育・保育施設等の円滑な利用の確保を進めていきます。

5 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携【任意】

- 施策12「ひとり親家庭への支援」および施策13「児童虐待への対応」、施策14「障害のある子どもへの支援」にあるように、専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携を進めていきます。

6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携【任意】

- 施策5「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」にあるように、職業生活と家庭生活の両立のための施策との連携を進めていきます。